

福島市軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号。）に基づき設立された軽費老人ホームにおいて、軽費老人ホームの利用料等に係る取り扱い指針について（平成20年5月30日老発第0530003号厚生労働省老健局長通知。以下「指針」という。）の規定により、当該軽費老人ホーム入所者から徴収すべきサービスの提供に要する費用（以下「事務費」という。）の一部を減免した場合の当該減免額について、福島市補助金等の交付等に関する規則（平14規則第20号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象者)

第2条 この要綱において補助の対象となる者は、軽費老人ホームを設置、運営する社会福祉法人又は社会福祉法（昭和26年法律第45号）第62条第2項の規定により福島市長の許可を受けた法人のうち、市長が必要と認めた法人とする。

(補助金の対象及び補助額)

第3条 補助金は、次に算出された額の範囲内で市長が定めた額とする。

(1) 事務費実支出額と指針に定める事務費の年間合算額（以下「事務費基準額」という。）のいずれか少ない方の額から、本人から徴収した事務費実徴収額（その額が指針に定める本人からの事務費徴収額の年間合算額に満たないときは、当該年間合算額。以下「事務費本人徴収額」という。）を控除して得た額に（3）に定める補助率を乗じて得た額。

(2) (1)により算出された額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(3) 事務費実支出額の補助対象経費及び補助率は次のとおりとする。

補助対象事業者	補助率	補助対象経費
社会福祉法人	10/10	軽費老人ホームの運営のための、職員給料、職員賞与、非常勤職員給与、派遣職員費、退職給付、法定福利費、福利厚生費、職員被服費、旅費交通費、研修研究費、事務消耗品費、消耗器具備品費、印刷製本費、水道光熱費、燃料費、車輛費、修繕費、通信運搬費、会議費、広報費、業務委託費、手数料、保険料、賃借料、土地・建物賃借料、保守料、諸会費、雑支出、保健衛生費、医薬品費、退職給付引当金、人件費積立金、修繕積立金、備品等購入積立金、本部会計繰入金

(4) 「指針」の規定にかかわらず、サービスの提供に要する基本額（月額）は、「指針」で定めるサービスの提供に要する基本額（月額）に1,0143を乗じた額に、更に1,0061を乗じ、円未満の端数を切り捨てた額とする。

(5) 「指針」及び「入所者処遇特別加算費の取り扱いについて」（平成2年6月18

日付社施第86号厚生省社会局長、大臣官房老人保健福祉部長通知)の規定にかかわらず、入所者処遇特別加算の加算単価は次のとおりとし、加算額は通知で定める算定方法による単価に1.0061を乗じ、円未満の端数を切り捨てた額とする。

年間総雇用時間数	1施設あたり加算額(年額)
400時間以上	294,400円
500時間以上	368,000円
600時間以上	441,600円
700時間以上	515,200円
800時間以上	588,800円
900時間以上	662,400円
1000時間以上	736,000円
1100時間以上	809,600円
1200時間以上	883,200円

(6)「指針」及び「社会福祉施設における施設機能強化推進費の取扱いについて」(昭和62年7月16日付社施第90号厚生省社会局長通知)の規定にかかわらず、施設機能強化加算推進費の1施設当たりの加算総額は、次の額を合算して60万円以内の額とし、加算額は通知で定める算定方法による単価に1.0061を乗じ、円未満の端数を切り捨てた額とする。

ア 社会復帰等自立促進事業について30万円以内でかかった経費の2分の1の額

イ 専門機能強化事業について15万円以内でかかった経費の2分の1の額

ウ 総合防災対策強化事業について45万円以内でかかった経費の全額

(7)「指針」及び「社会福祉施設における民間施設給与等改善費の取扱いについて」(昭和63年5月27日付社施第84号厚生省社会局長通知)の規定にかかわらず、民間施設給与等改善費は、年度当初において高額繰越金等(前年度末における繰越金)(当期末支払資金残高に他会計区分への支出(ただし当該軽費老人ホームの整備に係る借入返済のために他会計区分へ支出した金額を除く)を加え、他会計区分からの収入を除いたもの)及び積立金(ただし国庫補助金等特別積立金を除く)の合計額が、当該施設会計の前年度収入決算額(ただし各積立資産取崩収入を除く)の6ヶ月分相当額以上を有する施設については、当該年度の加算を停止するものとする。

(8)「指針」の規定にかかわらず、軽費老人ホームに勤務する介護職員等の賃金改善を実施した施設については、別記「軽費老人ホーム事務費補助金に係る介護職員処遇改善加算事務処理指針」の定めるところにより、「介護職員処遇改善加算」を加算するものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条第1項に規定する補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める日までに提出しなければならない。

(1) 補助金所要額調書(様式第1号)

(2) 補助金所要額内訳書(様式第2号)

(3) 収入支出予算書抄本

(4) 施設の利用規程(利用料の額及び事務費相当額を明示したもの)

(補助金の交付の条件)

第5条 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、次のとおりとする。

(1) 補助金に影響のない事業費の変更で、かつ、当初の事業費の20%以内の変更。

第6条 規則第6条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める条件は、次のとおりとする。

(1) 補助金を目的外に使用しないこと。

(2) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

(3) 市長の承認を受けて前号の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。

(補助事業等の内容変更等の手続)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、補助金交付決定後において、規則第6条第1項第1号又は第2号の承認を受けようとするときは、規則第9条に規定する、補助事業等変更（中止・廃止）承認申請書を市長に提出しなければならない。

(概算払)

第8条 市長は、各四半期ごとに当該期間における補助事業者の軽費老人ホーム設置運営状況に応じ、概算払の方法により補助金を交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定に基づき、補助金の概算払いを受けようとするときは、軽費老人ホーム事務費補助金（概算払）請求書（様式第3号）により市長に提出しなければならない。

(完了報告)

第9条 補助事業者は、当該事業が完了したときは、すみやかに軽費老人ホーム事務費補助事業完了報告書（様式第4号）により市長に報告しなければならない。

(実績報告)

第10条 規則第14条に規定する実績報告は、当該事業が完了した日（事業の中止又は廃止について市長の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）から起算して40日以内に補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(1) 補助金精算書（様式第5号）

(2) 補助金精算額内訳書（様式第6号）

(3) 収入支出決算（見込）書抄本

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うにあたり、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除額が明らかな場合は、当該消費税及び地方消費税仕入控除額を減額して報告しなければならない。

(補助金の交付の請求)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了し、補助金の交付を受けようとするときは、規則第17条に規定する補助金等交付請求書を市に提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額)

第12条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に

係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(様式第7号)により速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額的全額又は一部の返還を命じることができる。

(会計帳簿等の整備等)

第13条 補助事業者は、軽費老人ホーム事務費補助金調書(様式第8号)による調書を作成するとともに、補助金の収支状況を記載した会計帳簿、その他の関係書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。

この要綱は、令和4年9月1日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。

この要綱は、令和6年12月1日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。